

議案第五十八号

杉並区立杉並芸術会館条例

右の議案を提出する。

平成十七年十一月二十一日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立杉並芸術会館条例

(設置)

第一条 芸術文化の振興を図るため、演劇、舞踊等の舞台芸術の創造及び発信並びに区民の文化活動の拠点として杉並区立杉並芸術会館（以下「会館」という。）を杉並区高円寺北二丁目一番二号に設置する。

(事業)

第二条 会館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 会館の利用に関すること。
- 二 舞台芸術の公演に関すること。
- 三 舞台芸術の普及向上に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(休館日及び開館時間)

第三条 会館の休館日及び開館時間は、規則で定める。

(利用の手続等)

第四条 会館の施設並びに附帯設備及び備付器具(以下「施設等」という。)を利用しようとするものは、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第一項の承認をしないことができる。

一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

二 施設等をき損するおそれがあるとき。

三 その他管理上支障があるとき。

(利用料金等)

第五条 前条第一項の承認を受けたもの(以下「利用者」という。)は、指定管理者(第十三条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第七条までにおいて同じ。)に利用料金を利用するときまでに納付しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところによる。

2 会館の施設及びその利用料金は、別に定める。

3 会館の附帯設備及び備付器具並びにそれらの利用料金は、規則で定める。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第六条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第七条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第八条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の承認の取消し等)

第九条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の施設等の利用の承認を取り消し、利用を停止し、又は利用条件を変更することができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

二 利用の目的又は区長の指示に違反したとき。

三 災害その他の事故により会館の施設等の利用ができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。

(特別の設備等)

第十条 会館を利用しようとするものは、特別の設備をし、又は備付器具以外の器具等を利用しようとするときは、区長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第十一条 利用者は、その利用が終わったとき又は第九条の規定により利用の承認を取り

消されたとき若しくは利用を停止されたときは、直ちに利用部分を原状に復さなければならぬ。

(損害賠償の義務)

第十二条 利用者は、会館の施設等に損害を与えた場合は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第十三条 区長は、会館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、会館の管理の業務のうち次に掲げるもの(以下「管理の業務」という。)を行わせることができる。

- 一 第二条各号に掲げる事業に関する業務
- 二 第四条第一項の規定により会館の施設等の利用を承認すること又は同条第三項の規定により、同項各号のいずれかに該当すると認めるときに、利用を承認しないこと。
- 三 第九条の規定により、同条第一号若しくは第三号に該当するとき、利用者が利用の目的若しくは指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が特に必要と認めるときに、会館の施設等の利用の承認を取り消し、利用を停止し、又は利用条件を変更すること。

四 会館の施設等の維持管理(大規模の修繕を除く。)に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第十四条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

二 舞台芸術に関する高度な専門的知識を有すること。

三 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

四 会館の効用を最大限に発揮するとともに、安定した質の高い芸術文化の振興事業を実施することができること。

五 前各号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第十五条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命

ずることができる。

- 一 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- 二 前条第三項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に会館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別に定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第五条第一項、第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、第五条第一項中「指定管理者（第十三条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第七条までにおいて同じ。）」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第六条及び第七条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「区長」と読み替えるものとする。

（指定管理者の告示）

第十六条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第十七条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後)、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第十八条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
- 二 個人情報の取扱いその他の会館の管理の基準に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、会館の管理に関し必要な事項

(委任)

第十九条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第十三条から第十八条までの規定及び次項の規定は公布の日から、附則第三項及び第四項の規定は平成十八年四月一日から施行する。

2 第五条第二項の利用料金については、施行日までに同項が改正され、利用料金の額が定められるものとする。

3 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

4 杉並区立区民会館条例(昭和三十二年杉並区条例第八号)の一部を次のように改正す

る。

別表第一杉並区立高円寺会館の項を削る。

別表第二高円寺会館の項を削る。

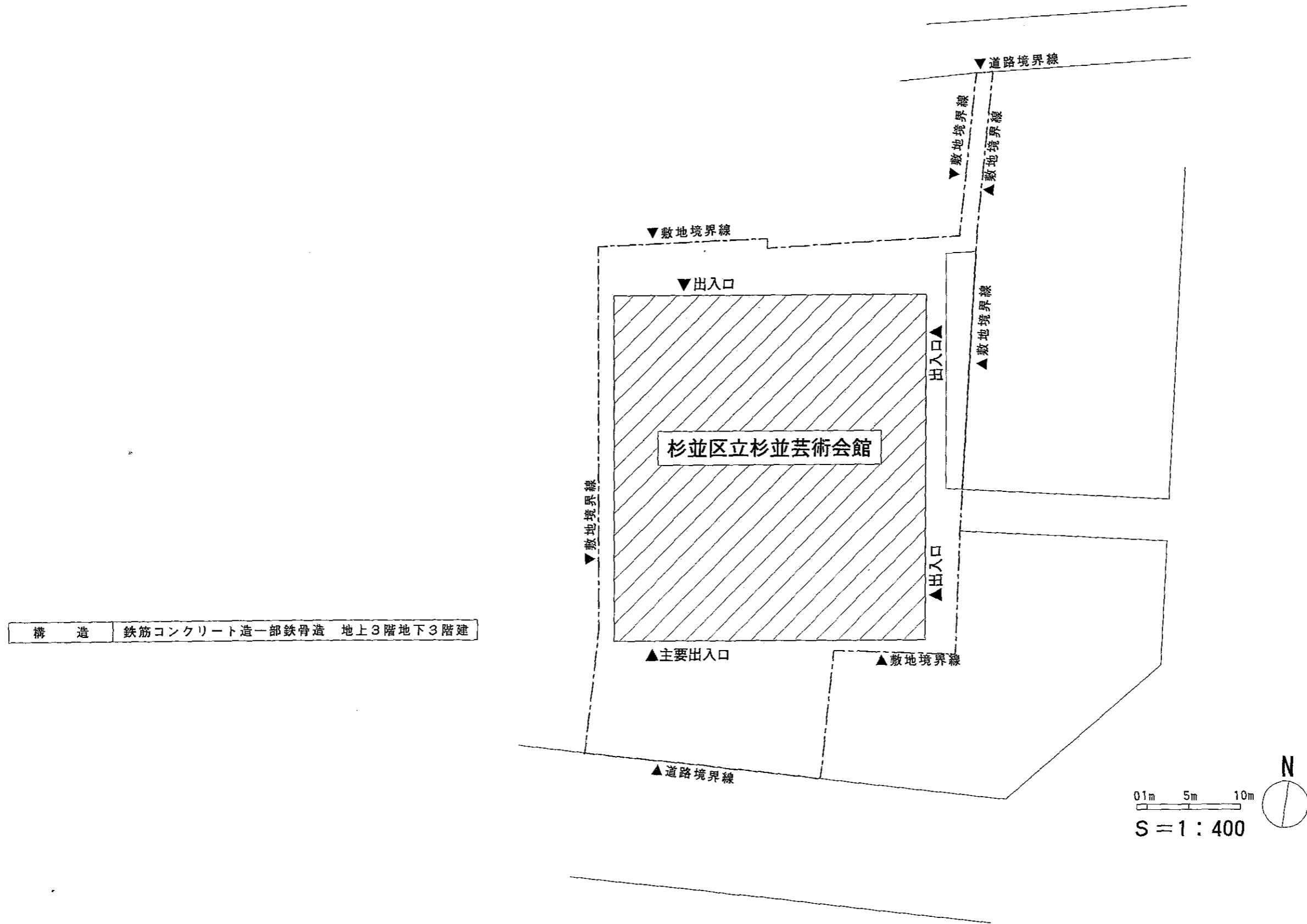
別表第三高円寺会館の項を削る。

(提案理由)

杉並芸術会館の設置に伴い、その名称及び位置等を定める必要がある。

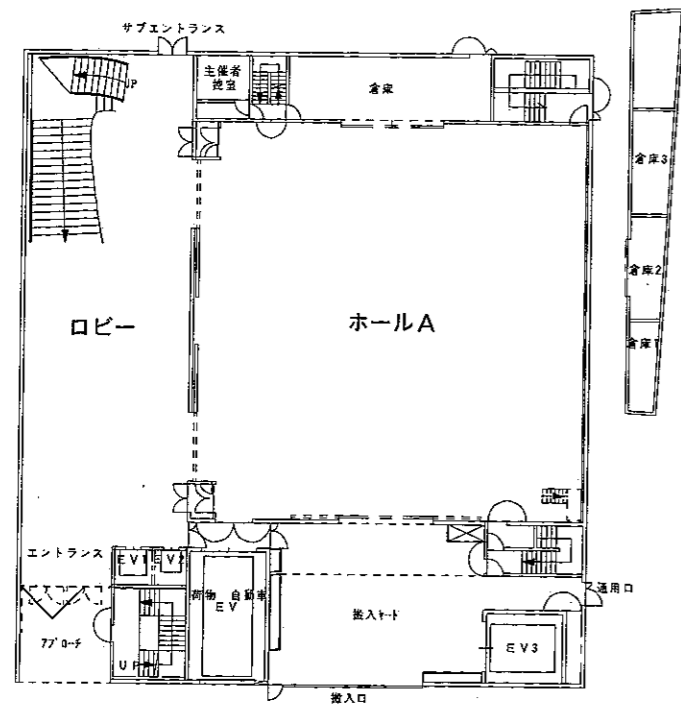


### 杉並区立杉並芸術会館 予定配置図

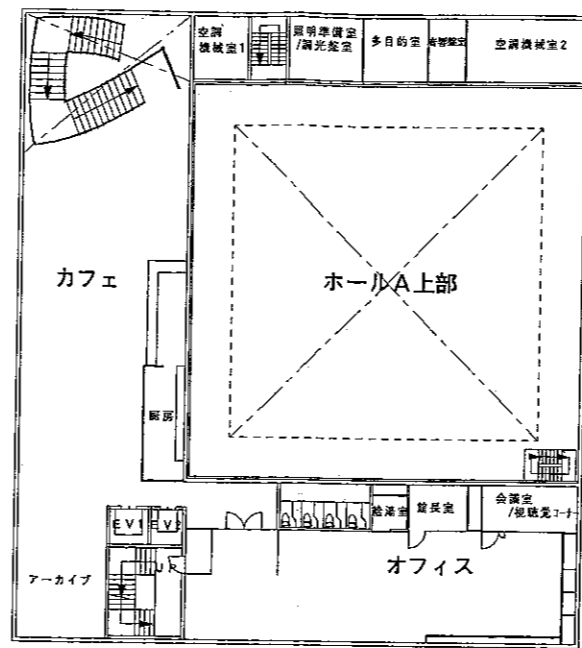




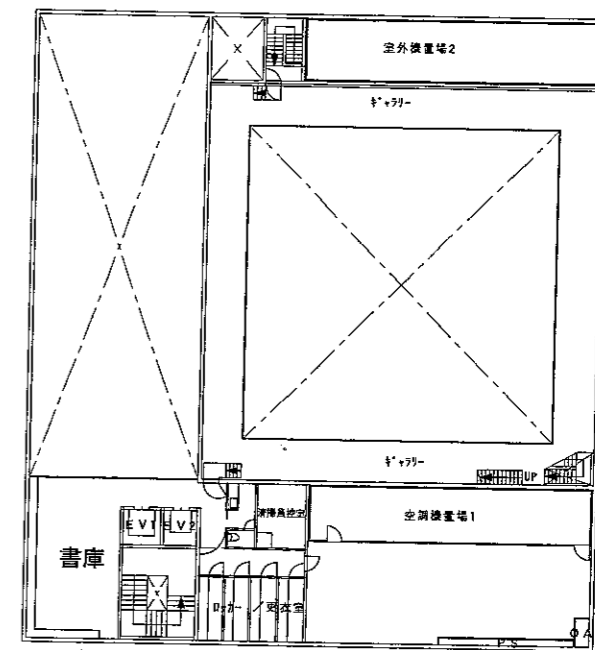
杉並区立杉並芸術会館 各階予定平面図



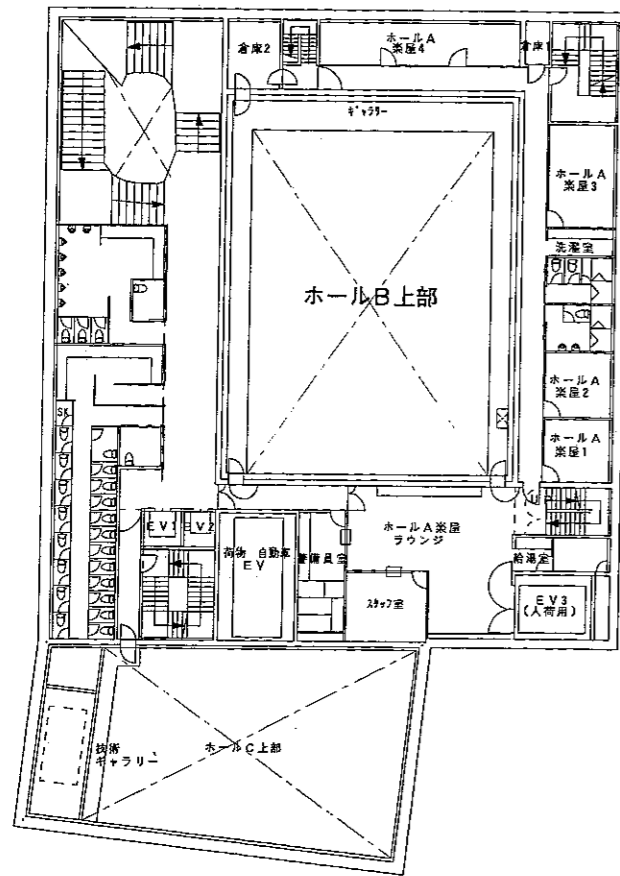
1階



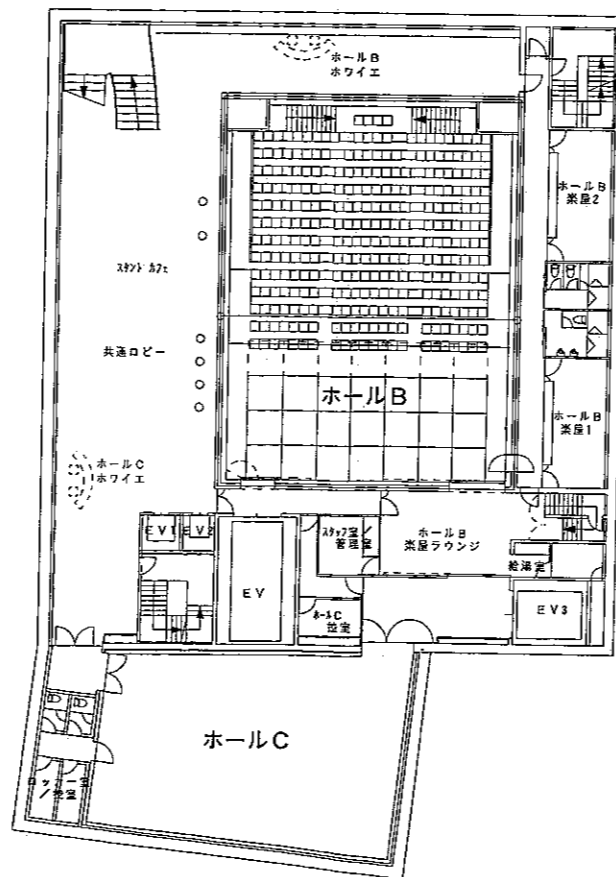
2階



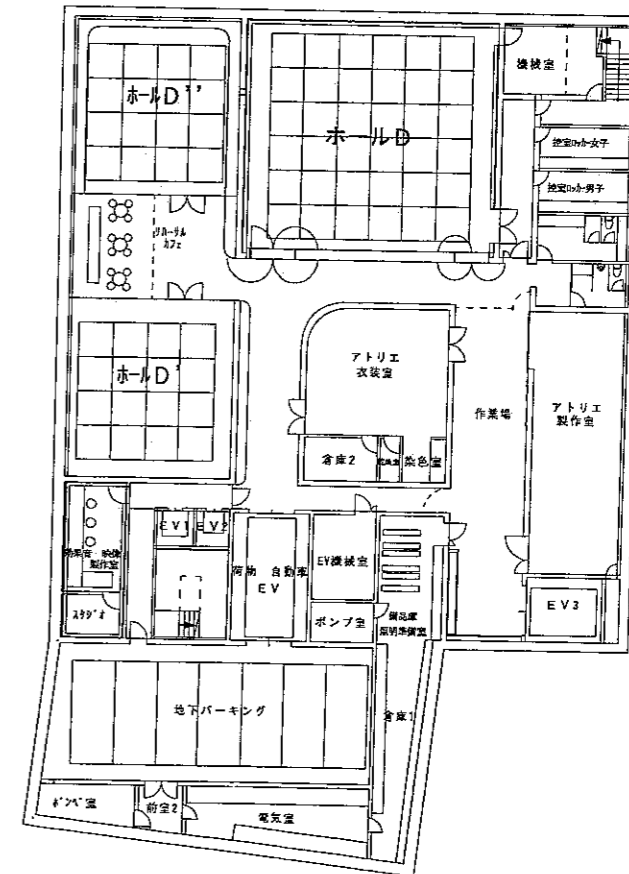
3階



地下1階



地下2階



地下3階